

電動シャッター動作時の事故に係る事故等原因調査について
(経過報告)

平成 30 年 6 月 22 日
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、電動シャッター¹動作時の事故について、平成 29 年 7 月から事故等原因調査を進めてきたところであるが、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。したがって、本件調査については、当該調査を開始した日（平成 29 年 7 月 24 日）から一年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第 31 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告²する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

1. 事故等原因調査を行うこととした理由

調査委員会は、車庫の電動シャッターに挟まれて重傷を負った事故について、事故等原因調査の申出を受け、この申出をきっかけとして、電動シャッター動作時の事故について情報収集を行うこととした。

調査委員会は、①個人の住宅から商業施設等まで広範囲に電動シャッターが使われていること（公共性）、②電動シャッター動作時の死亡・重傷事故が発生していること（被害の程度）、③電動シャッター動作時の死亡・重傷事故が毎年継続的に発生していること（多発性）、④商業施設等の電動シャッターによる事故は、消費者自らの行為で事故発生を回避することが困難であること（消費者による回避可能性）から、「電動シャッター動作時の事故」について、再発防止に向けて事故等原因調査を行うこととした。

¹ シャッターを操作方法で種別すると手動式と電動式に大別される。本調査では電動式のシャッターを電動シャッターという。

² 本経過報告の調査内容は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

2. 調査の概要

調査委員会は、電動シャッター動作時の事故について、以下の3つの方法によって調査を行うこととし、機械構造及び機械の安全に関する分野の専門委員、並びに製品事故に関する分野の専門委員の計2名を担当として指名した。

(1) 申出の事故及び類似の事故についての原因調査

申出の事故について申出者へのヒアリング及び現地調査を行い、事故原因を調査した。また、個人の住宅や商業施設等で発生した類似の事故（4件）について、他機関での事故調査の情報を分析し、現地調査等を行って事故要因³を抽出した。

それらを踏まえ、電動シャッターの落下中に挟まれた事故と電動シャッターが落下して挟まれた事故に分けて要因を整理した。

(2) 電動シャッターの運用実態調査

調査委員会は、電動シャッターの使用者及び所有者に対し、以下の項目についてアンケート調査を行った。

- ①安全装置の装備状況や操作方法等、電動シャッターに関する基本情報
- ②押しボタンスイッチ及びリモコンの使用状況
- ③ヒヤリハットの経験及びリスク認識
- ④保守点検の実施状況

調査結果から運用実態を分析し、事故要因に係る運用上の課題抽出を行っている。

(3) 製造業者への聴取り調査

調査委員会は、電動シャッターの製造業者に対し、以上の調査結果に基づく聴取り調査を行っている。

3. 今後の調査

事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

調査委員会は、引き続き、各調査によって得られた結果を踏まえて事故等原因調査を進める。

³ 「要因」は、ある現象を引き起こす可能性のあるものとし、「原因」は、要因のうちある現象を引き起こしているとして特定されたものとする。出典：JIS Q 9024 : 2003（マネジメントシステムのパフォーマンス改善－継続的改善の手順及び技法の指針）